

# 第2回座間味村議会臨時会

第1日目

4月7日

平成27年第2回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成27年4月7日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成27年4月7日 午後1時00分 議長宣言		
	閉 会	平成27年4月7日 午後1時28分 議長宣言		
出 席 議 員  ( 応 招 )	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 清 志	6 番	中 村 秀 克
	2 番	宮 平 讓 治	7 番	中 村 勇
	3 番	宮 平 喜 文	8 番	宮 里 祐 司
	5 番	垣 花 太 郎		
欠 席 議 員  ( 不 応 招 )	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	6 番	中 村 秀 克	7 番	中 村 勇
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	会 計 課 長	野 崎 進
	教 育 長	中 村 光 男	教 育 課 長	中 村 悟
	政 策 調 整 監	宮 平 真由美		
	総務・福祉課長	宮 平 壮一郎		
	産 業 振 興 課 長	垣 花 健		
	船 舶 観 光 班 参 事	大 城 忍		

平成27年第2回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（平成27年4月7日午後1時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		提出議案の説明（議案第35号～議案第36号）
4	議案第35号	工事請負契約について（平成27年度座間味村鋼製旅客船兼自動車渡船建造工事）
5	議案第36号	平成27年度座間味村一般会計補正予算（第1号）について

○ 議長（宮里祐司）

ただいまから平成27年第2回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午後1時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 中村秀克議員及び7番 中村勇議員を指名します。

日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3．議案第35号 工事請負契約について（平成27年度座間味村鋼製旅客船兼自動車渡船建造工事）から議案第36号 平成27年度座間味村一般会計補正予算（第1号）についてまでの提出議案の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

こんにちは。急な招集で大変申しわけございませんでしたが、前々からの懸案事項がやっと解決ができましたので、今回議案として提出させていただきました。まず、私のほうから説明をさせていただきます。

議案第35号

工事請負契約について

平成27年度座間味村鋼製旅客船兼自動車渡船建造工事について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 平成27年度座間味村鋼製旅客船兼自動車渡船建造工事                           |
| 2 契約の方法  | 随意契約  |
| 3 契約金額   | 1,819,800,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額<br>134,800,000円） |
| 4 契約の相手方 | 大分県佐伯市大字鶴望4900番地<br>株式会社 三浦造船所<br>代表取締役 三浦唯秀        |

平成27年4月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

平成27年度座間味村鋼製旅客船兼自動車渡船建造工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、本議案を提出する理由である。

内容につきましては、添付をさせていただきました計画概要書、1週間前に事前にお配りをさせていただいておりますので御確認をいただきたいと思っております。

あわせてこの図面がございますが、これはあくまでも船舶の建造委員会の中で議論されていたものをイメージとしてつくったものであり、このとおりの船ができるということではございません。設計につきましても、この契約の中で設計から工事までということになりますので、御承知置きいただきたいと思っております。

### 議案第36号

#### 平成27年度座間味村一般会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年4月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 平成27年度座間味村一般会計補正予算（第1号）

平成27年度座間味村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ902千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,951,071千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年4月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
16 繰入金		34,725	902	35,627
	2 基金繰入金	34,724	902	35,626
歳入合計		1,950,169	902	1,951,071

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		545,898	902	546,800
	1 総 務 管 理 費	515,430	902	516,332
歳 出 合 計		1,950,169	902	1,951,071

5ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算、急ではございましたが、お願いをさせていただいております。総務費の中で…、失礼しました。7ページでございます。総務費の財産管理費で土地測量等委託と書いてあります。この内容といたしましては、まずは平成27年度の一括交付金事業の中で、多用途住宅の建設というのを計画させていただいているところです。今年度は設計、次年度は建設ということで考えているところなんです、この多用途住宅、どういうものかといいますと、外国人教諭あるいは外国人職員、ALTあるいはCIRの職員とか、なかなか公営住宅に入れない、空いていても入れないような環境の人たちの住環境の整備をしなければいけないということで、その事業に着手をする予定なんです、それに先行して土地の取得に動いてまいりました。その中で、まず予定している土地が確保できそうな状況がございまして、この土地に関しましては無償譲渡をしていただくということになっておりますが、登記手数料等が発生します。まずそこに予算が入る部分と、それ以外に、まだ個人名は出せないんですが、数名の方から、私たちの土地を行政に売却したいという相談がございまして、購入するかどうかというのに関しましては、金額等にもよりますし、またどの土地なのかということも今から精査しないといけないんですが、それに先立って、この土地の売買価格の調査を入れたいという、この2件の支出ということで、今回は土地測量と委託ということで90万2,000円を計上させていただきました。なお、財源といたしましては、一般財源になります、財政調整基金繰入金から取り崩しを行っているところでございます。

以上、2件よろしくお願いたします。

## ○ 議長（宮里祐司）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第4. 議案第35号 工事請負契約について（平成27年度座間味村鋼製旅客船兼自動車渡船建造工事）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番 宮平喜文議員。

## ○ 3番（宮平喜文議員）

念願でありましたフェリーの建造に当たって、執行部の皆さん大変御苦労さんでございます。そこで、二点お伺いします。契約の方法で、随意契約となっておりますが、この随意契約に至った、これだけ高い買い物ですから、プロポーザルとか、そういったもののやりとりがなかったのかどうか。その随意契約に至ったの経緯等、説明できますか。御承知のように、本村は財政的にも非常に逼迫していますし、契約によってはこれだけの高い買い物ですから、当然1億、2億円前後の差は出てくるんじゃないかなと思っています。その辺、随意契約に至った経緯を少し教えていただけますか。よろしくお願いたします。

## ○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

## ○ 村長（宮里 哲）

随意契約、先ほど宮平議員からありました、実際にはプロポーザルでございます。プロポーザルも契約中の種類でいいますと、随意契約に入るということであります。このプロポーザルに関しましては、数業者

から見積もり書をいただきます。まず、この要目がありますが、私たち船舶建造委員会の中である程度の大きさ等々が決まってきました。それをもとに何社かの造船場に対して見積もりをお願いして、それから最終的にプロポーザルに入るんですが、船の建設に関しましては、そのときそのときの経済状況で、相当船の金額というのが上がったり下がったりするんですね。例えば私たちの今のフェリーは446トン、8億4,000万円で購入をしておりますが、今私たちが、今回契約するのは確かに大きくはなりましたが、それでも18億円という金額なんです。これは経済状況とかそういうところもありますので、まず、その全体的な造船場で考えている、私たちの船の大きさでどれぐらいかかるかというのを把握するために、そういう形でとらせていただきつつ、船というのは、設計も含めて造船部でやってもらいますので、指名競争入札でやるよりも、ある程度相談をしながら、私たちの意向に沿った船をつくっていく。そういうことをするためにはプロポーザルの中で、しっかりと各事業所の考え方というのをしっかり把握させていただく。そこが一番大切だと思っております、そういう意味では競争入札には適さないと考えております。また金額に関しても、最終的に何社かに見積もりを提出してもらいましたが、ほとんど私たちが考えている金額と相違がございましたので、その中で公募した形でのプロポーザル。プロポーザルにも2種類ありますが、業者を私たちのほうで指名をするプロポーザルと、公募をして一般、競争入札と一緒に一般に公募する方法がございますが、私たちのほうは公募でさせていただいた中でこの業者を選定させていただいたという経緯がございます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

それで、この三浦造船所に委託ということですね。それでは、今、工事請負の中では18億1,980万円と。そして皆さんの最終的に引き渡し、納期というんですか、そこまでには積算上限額が18億3,600万円と差が生じております。その違いというのは、結局最終的に船が完成するまでに、至るまでの、要するにそれだけいろんなものが後々出てくるだろうという見込みのもとでのそういう最終的な積算上限額を酌んでいるんですか。その辺ちょっと教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この積算上限額というのは、18億3,600万円以上かかるのであれば、私たちのプロポーザルでは選考には値しませんよという上限の限度額でございます。確かにこの工事をする中で、どうしても変更が生じる場合が過去にもあったと聞いております、ほかの船の場合ですね。ですから多少は、ここにさらに変更契約で乗る可能性はありますけれども、その目的ではなくて、あくまでも私たちのマックスの金額、考えている金額はこの金額ですと。これよりも上回る場合は、もちろん予算は措置もできておりませんので、そういう業者との契約はないということで考えていただいて結構です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。当初は、我々よく皆さん、職員とも執行部とも、あるいは地域住民とも、我々議員同士もよく来年のゴールデンウィークぐらいからは運航するんじゃないかという経緯を、何度かお互いの話の中でもありました。ところが納期が平成28年10月末ということに関して、これはそのとおりいくのか、それ

よりも早くできるということはまず見込めないと思うんですけども、下手すれば平成28年12月末までかかるのか、その辺をちょっと教えてください。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず、契約の期限でございます。これは遅くてもここまでは確実にできるという状況をつくらせていただきました。私たちをお願いをしていた船舶建造委員会の中では来年の6月中に就航ということで話を、取り決めをさせていただきましたが、機械の部分、例えばフィンスタビライザー、そういうところの発注を2月の時点でかけても、私たちが当初計画していた以上に工期がかかると、というのは、今造船のほうは非常に好景気で、非常に多くの造船がされている状況があるということで、機械自体の納期が、私たちが予定していたよりも3カ月から4カ月待ちだったら遅くなりますよと。この機械は入れた状況で組み立てをしないといけないものですから、組み立てた後から入れるということができないということで、物理的に6月は厳しいというお話を、各造船場の皆さんからいただいて、いろいろと検討させていただいた結果、最低でも10月中にはできるだろうと。ただ、これはあくまでも最後尾の話であって、できるだけそれよりも、一日でも早く完成をさせるように頑張っていきたいという、この三浦造船所もそのようなことをおっしゃっておりますので、そういうことがありまして、10月の末日とさせていただいております。なお、この件につきましては、船舶建造委員会の委員の先生方には、担当のほうから話をさせていただいて、承諾をいただいているところでございます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。これだけ、そういったら執行部に対して失礼ですけれども、延ばし延ばしできっといい船ができてくることだろうと、我々議員も含め、それから地域住民も首を長くして待っていますので、その都度、何かありましたら、議会等を通してでもいいし、あるいは個人的でもいいし、こういう話の場を多く、情報を提供していただきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

先ほども喜文議員からもありましたように、待ちに待った船舶ですね、進行的にめどがつきつつあります。値段を見たら、一般会計の年度予算に匹敵するぐらいの大きい買い物ですので、素晴らしいものをつくってもらいたいと思います。エンジンメーカーというのは、これは造船所が契約した後から、またエンジンは契約に至るのか、よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

エンジンは、今国内でいいですよと、3社ございます。ヤンマー、新潟、ダイハツという3つが私たちが考えている、フェリーに乗せるエンジンになるということですが、船舶建造委員会の中で内装も含めてなんですが、内装は別ですけれども、内装とかエンジンに関しましてはプレゼンをしていただいております。そして実際には船舶、造船場がエンジンの会社と契約をすることになるんですが、私たちの優先順位は決めさせていただいております。もう言っているのかな、優先順位といたしましては、ヤンマーが1位になります。

同率2位でダイハツと新潟ということで、造船場のほうには私たちの希望は申し添えておりますので、その順番で造船場がエンジン屋さんと契約をしていくという形になるかと思えます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。船はそれでいいんですけども、あと泊港の岸壁なんですけど、今のフェリーごまみより大分長くなりますので、船首部分が係留に足りない。村長からも港湾の関係は延ばすという話をしておりましたが、これは具体的には工事のめどはついているのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この件につきましては、私たちの船以外の、係留している船との調整もありまして、まだ決定はしておりませんが、予算取りはもうできております。あとは工事を含めて、そこに設置することに対する承諾を近隣の船会社にオーケーをもらわないといけないという状況でございまして、今うちの参事と課長が中心になって、その方々と調整をさせていただいているという状況でございまして。予算としては、那覇港管理組合の予算でやることになっておりまして、あらかじめ予算の枠取りもできていると聞いておりますので、あとは私たちの交渉次第ということになるかと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これは延ばす方式、いわゆるクルー船がとまるバースでの、ピア方式で延ばすタイプですね。ということは、これは安里川の流れはそのままピアを通して流れていくわけですね。私が懸念するのは、バウスタスターのあれに、大雨降ったときに、異物とかそういったものが入り込まないかという、それを対策する必要があるんじゃないのかなと思うんですけども、どうお考えですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

詳細の設計ができておりませんので、まだ何とも言えませんが、その辺も含めてしっかりと対応できるような体制を整えていきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

安里川は大雨降ったとき異物流れて、ただでさえ内側でもキングストーンから吸い込みして、船の出航がおくれたというのも何回かありますので、バウスタスターもかなり大きいですから、その辺の対策もどうにかとれればと思いますので、その辺また港湾組合と詰めて、支障のないような延長の係船柱をつくってもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

済みません、先ほど中村秀克議員からありましたけれども、エンジンの件、主機と補機、これは主機も補機も同じような優先順位でやっていこうということですか。例えば主機は1位ヤンマーで、ダイハツと新潟が2位、あるいは補機だったら、どっちが1位、2位というふうに考えていますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

主機に関しても、補機に関しても、先ほどの優先順位で、そのままと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 工事請負契約について（平成27年度座間味村鋼製旅客船兼自動車渡船建造工事）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第35号 工事請負契約について（平成27年度座間味村鋼製旅客船兼自動車渡船建造工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第36号 平成27年度座間味村一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 平成27年度座間味村一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第36号 平成27年度座間味村一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成27年第2回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉 会（午後1時28分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

署名議員 中 村 秀 克

署名議員 中 村 勇